

平成30年4月の放課後等デイサービス報酬見直し

1. 基本報酬の見直し

- 一律の単価設定となっていた放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定(※)する。

(※)新たに設けた指標（新指標）により各児童を判定し、特に支援を必要とする「指標該当児」を全児童の50%以上受け入れている事業所を「区分1」、それ以外の事業所を「区分2」として報酬を区分する。平成30年度中に限り、新指標ではなく「新指標に準ずる方法として市町村が認めた方法」による判定を可とする。

（事務連絡で示している「準ずる方法」の例）

- 行動援助の利用者
- 障害児の通所給付決定時のアセスメント調査（5領域11項目）で一定の状態に該当する児

- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。

[従前の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）

(2) 休業日に行う場合

- ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）

[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

	区分1	区分2
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

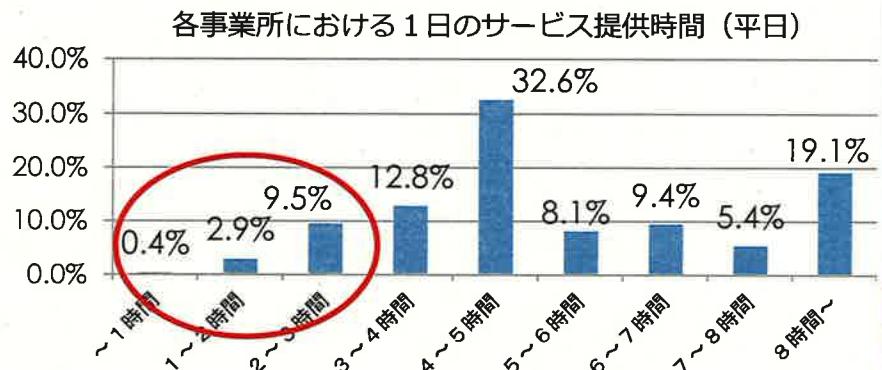
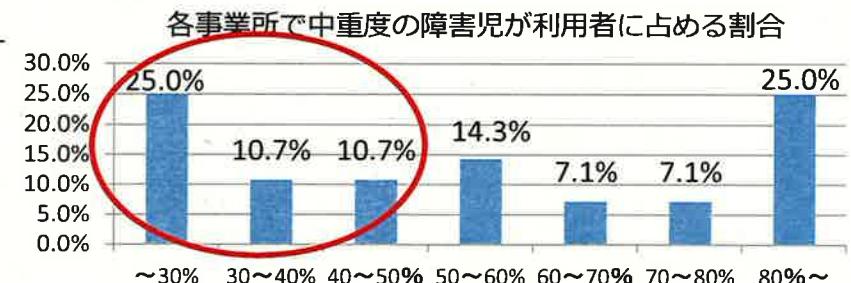
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

	区分1	区分2
時間区分なし	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組込み

2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。 155単位／日×2名分 等



放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

1. 新指標に基づく再判定の実施

- 判定結果における自治体間のばらつきを是正するため、以下の児童について新指標に基づく再判定等を実施するよう促す。

(対象となる児童)

- 保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
- 利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童 等

- 再判定等の実施に当たり、以下の点に特に留意するものとする。

(適切な判定のために留意すべき事項)

- 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める。
- 各種手帳の所持状況等の情報も活用して判定を実施する。
- 「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す調査項目の判断基準に準拠する。

2. スケジュール

- 都道府県は、上記の市町村の再判定等の結果を踏まえて各事業所の報酬区分を改めて決定。それを基に、10月のサービス提供分から報酬に反映させることができる追加措置を講ずる。

3. その他

- 次期改定に向け、放課後等デイサービスの評価のあり方について、国において調査研究を実施する。